

不適正な契約行為の申出に係る内部調査結果について

1 申出概要

市内業者の元社員（以下「申出人」という）から、自社と市の契約に関して不正が行われているとの申出があったもの。

2 申出経過

- (1) H28. 2. 3 申出人が本市「市民の声を聞く課」に来所。実名で申出を行う。
- (2) H28. 4. 25 申出人が本市「市民の声を聞く課」に再度来所
- (3) H28. 5. 13 総務局及び教育委員会の職員による申出人に対しての事情聴取を実施。
日報・受注台帳（手書き・写し）などの提出を受ける。

3 不正があったと指摘された部局

スポーツ局、環境局、下水道河川局、教育委員会（学校）

4 調査結果

申出時期	対象	概要	結果
H28. 2. 3	スポーツ局・環境局・下水道資源公社の一部契約、学校	H28. 2～3 指摘の契約について書類確認及び関係職員へのヒアリング	法令違反行為は確認できず。
H28. 4. 25 H28. 5. 13	スポーツ局、環境局、下水道河川局、学校	H28. 5～12 申出人の社との過去 5 年間の契約（約 470 件）について書類確認、文書照会（約 930 人）及びヒアリング（約 70 人）	法令違反行為は確認できず。退職者調査の途中でスポーツ局への捜査により途中中断。
公判後	スポーツ局、環境局、下水道河川局	H29. 1～2 関係職員及び関係者へのヒアリング（約 60 人）	一部不適正な契約が判明（資料②）

札幌市職員の懲戒処分等について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分等を行いました。

記

1 スポーツ局元職員官製談合防止法違反に係る懲戒処分

(1) 事案の概要

元札幌市職員 宮越 光秋は、観光文化局（現・スポーツ局）に在籍していた平成 24 年度、「麻生球場外部搬入出部ゲート保全業務」の指名競争入札に関し、入札の公正を害すべき行為を行ったとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により、平成 29 年 1 月 27 日に懲役 1 年執行猶予 3 年の判決を受けた。

事件当時、この元職員の上司であった被処分者については、職員の指揮監督及び厳正な事務執行体制の確保に一定の遺漏があったと認められる。

また、元職員の同僚であった被処分者については、適正な事務執行に関する意識を欠いていたと認められる。

このような行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定める地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為の禁止を定める同法第 33 条の規定に違反する行為である。

(2) 被処分者

所属及び職位（カッコ内は当時）	性別	年代	処分内容
スポーツ局課長職（スポーツ局係長職）	男性	50 歳代	減給 1 月
経済観光局部長職（スポーツ局部長職）	男性	60 歳代	減給 1 月
建設局一般職（スポーツ局一般職）	男性	30 歳代	文書厳重注意

※ 当時の局長職及び課長職は退職済のため、処分対象としていない。

2 環境局円山動物園不適正な契約事務に係る懲戒処分

(1) 事案の概要

以下のような行為は、札幌市契約規則等に違反するもので、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定める地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為の禁止を定める同法第 33 条の規定に違反する行為である。

ア 平成 27 年度 円山動物園アフリカゾーン動物柵ほか設置業務

アフリカゾーンのオープン日がずれこみ、集客のためにもこれ以上遅れることはできないという園の方針の中で、平成 27 年 6 月、当該施設の一部補修を行う必要性が生じた。しかし、緊急に着手しなければオープンに向けた動物の移動スケジュールに間に合わず、さらなる遅れが発生すること、また、この履行期間では特定の 1 社でなければ完了することができないと考えた職員は、実質的には緊急による特定随意契約で業務を進めていたにも関わらず、書類上は指名競争入札の形を整えておくしかないと誤認し、当該社の社員に依頼して契約関係書類を整えた。

イ 平成 26 年度 円山動物園モンキーハウス金具取付・修繕業務

モンキーハウス及びサル山の工事を連動して行うスケジュールの中、先行するモンキーハウスのしゅん工後に、修繕箇所が複数発生した。当該修繕を緊急に行わなければ、後に続くサル山工事に向けた動物の移動スケジュール及び安全に大幅な支障が出てしまうという状況に至った。

この業務について、担当することとなった職員は、特定の 1 社でなければ期限内に業務を完了することができないと考え、実質的には緊急による特定随意契約で業務を進めたにも関わらず、書類上は指名競争入札の形を整えておくしかないと誤認し、当該社の社員に依頼して契約関係書類を整えた。

(次ページあり)

(2) 被処分者

案件	当時の職位	現所属及び職位	性別	年代	処分内容
アフリカ	一般職（担当）	下水道河川局係長職	男性	40歳代	減給4月
	係長職	環境局係長職	男性	50歳代	減給4月
	課長職	環境局課長職	男性	60歳代	減給1月
モンキー	係長職（担当）	環境局係長職	男性	30歳代	減給2月
	課長職	保健福祉局課長職	女性	50歳代	戒告
	課長職（関係課）	保健福祉局課長職	男性	50歳代	文書厳重注意
両者	部長職	経済観光局部長職	男性	50歳代	減給1月

3 処分日

平成29年2月13日（月）

問い合わせ：総務局職員部長 栗崎（電話 211-2072）

元市職員の官製談合防止法違反等に係る再発防止策

【事件から明らかになった問題点（主なもの）】

- 安易な指名競争入札の選択と指名選考委員会の形骸化
- 入札情報の守秘管理の不徹底と情報公開の重要性の認識不足
- 職員の法令遵守意識の欠如と管理職のチェック不足



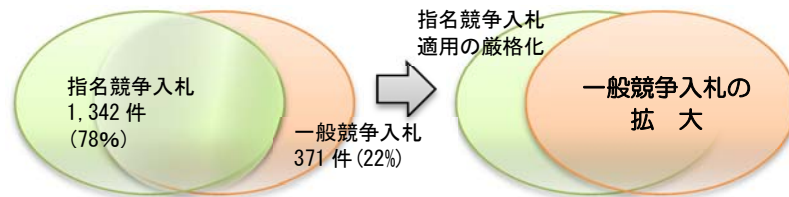
【再発防止に向けたポイント】

- 入札契約制度の見直し
- 入札契約情報の管理強化と公開の徹底
- 職員の法令遵守意識の徹底

➢ 入札契約制度の見直し

◎ 役務契約における一般競争入札の拡大

- ◆ 指名競争入札の適用を厳格化することで、一般競争入札を拡大



※件数はH27年度入札結果情報による（各企業局を除く役務調達）

『役務契約』とは・・・請負や委任又はその複合した内容の契約であり、建物の清掃・警備や施設の保守・修繕、業務の運営管理、システム開発、調査研究等多岐に渡る。

- 一般競争入札の拡大に向けた取組
 - ・ 財政局契約管理課において、入札情報の全庁的な集約と一元公開を進め、アクセスを容易にすることにより、事業者にも広く参入を促す。
- 指名競争入札の適用の厳格化に向けた取組
 - ・ 新たに指名選考委員会の運営ガイドラインを策定し、判断基準の統一や審議過程の透明化を図る。
 - ・ 指名競争入札の採用理由及び業者の選考基準の審議を徹底のうえ、公表を義務付ける。

➢ 入札契約情報の管理強化と公開の徹底

◎ 入札執行後の情報公開の徹底

- ◆ 詳細な入札契約情報についてホームページでの公開を実施

各発注課での書類閲覧

- （閲覧情報）
- ・ 件名
 - ・ 契約金額
 - ・ 契約の相手方
 - ・ 入札参加事業者等

契約管理課HPでの一元的公開

- （公開情報）
- 左記閲覧情報に加えて、
- ・ 指名競争入札の採用理由
 - ・ 業者の選考基準等

◎ 入札執行前の情報管理の強化

- ◆ 決裁書類等の管理方法や電子データのパスワード設定など、セキュリティ対策等について、研修等での周知徹底

➢ 職員の法令遵守意識の徹底

◎ コンプライアンス研修の充実強化

- ◆ 公正取引委員会から講師を招く等、コンプライアンス研修を充実強化

◎ リスクマネジメント研修の新規実施

- ◆ 役職者を対象に、新たに入札契約事務のリスク管理研修を実施

《再発防止策の実効性の確保に向けた取組》

- ・ 再発防止策に係る入札契約事務研修の反復的な実施
- ・ 匿名による通報を可とするなど、公益通報制度の対象拡大
- ・ 再発防止策の実施状況確認のため、定期内部監査でチェック
- ・ 契約管理課による運用状況の確認と継続的なフォローアップ

地方公共団体の入札・契約制度の概要

	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
意義	公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法	地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式	地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札の公告 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等の必要事項を公告しなければならない。（地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名競争入札によることができる要件 次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札によることができる。（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条） <ul style="list-style-type: none"> ① 契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。 ② 契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。 ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 ○ 指名通知 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者のうちから、入札に参加させようとする者を指名し、入札の場所・日時等の必要事項と併せて通知しなければならない。（令第 167 条の 12 第 1 項、第 2 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約によることができる要件 次のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項） <ul style="list-style-type: none"> ① 契約の予定価格が自治令別表第五で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。 ② 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。 ③ ④ （省略） ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 ⑥～⑨ （省略）
長所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。 ○ 一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。 ○ 契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。 ○ 不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名される者が固定化する傾向がある。 ○ 談合が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

（総務省資料を加工）

スポーツ部、円山動物園における不祥事に関する市長コメント

- 先月 27 日に、札幌市の元職員が、在職中の官製談合防止法違反により有罪判決を受けましたが、このたび、円山動物園における業務においても、同じ業者との間で不適正な契約があったことが判明しました。市民のみなさまに多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。
- 本日、これら 2 つの事案に関与した職員及び管理監督者に対して、懲戒処分を行いました。
- また、あわせて、札幌市としての再発防止策を策定しましたので、これらの取り組みを効果的に進め、今後このような事態が発生しないよう、市民のみなさまの信頼回復に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。